

廃棄物処理施設の設置等に係る配慮指針

1 目的

この指針は、廃棄物の処理を行う施設のうち、一定のものについて、その円滑な設置を促進するとともに、廃棄物の適正な処理を推進することを目的とする。

2 対象

この指針の対象とする廃棄物の処理を行う施設は次のとおりとする。

- (1) 産業廃棄物を焼却する施設であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号、以下「法」という。）第15条第1項の規定による許可の対象とならない施設（以下「規模未満の焼却施設」という。）
- (2) 市町村以外の者（以下「事業者」という。）が設置する法第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設（以下「事業者による一般廃棄物処理施設」という。）

3 規模未満の焼却施設の設置等に関する配慮事項

規模未満の焼却施設の設置又は管理を行う事業者は、当該施設の設置又は管理に当たって、法第15条の2の2に定める技術上の基準（構造基準）及び維持管理の技術上の基準（維持管理基準）に準じなければならない。

4 事業者による一般廃棄物処理施設について

事業者が一般廃棄物処理施設の設置（既存施設の用途変更によるものを除く。）及び変更（以下「設置等」という。）をしようとする場合は、次により取り扱う。

- (1) 当該一般廃棄物処理施設の設置等が、当該施設の所在地（所在予定地を含む。以下同じ。）を所管する市町村の一般廃棄物処理計画に基づくものであること。
- (2) 当該施設の所在地を所管する市町村以外の市町村の一般廃棄物を処理する場合は、関係する市町村間の一般廃棄物処理計画の調和が保たれていること。
- (3) 事業者が、事前に知事及び関係する市町村と協議し、理解を得ていること。

附則

この指針は、平成21年7月1日から施行する。